

三重県
(事務局)

委員の皆様におかれましては、お暑い中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症対策としまして、ご発言いただく際にはマスクを着用いただくよう、お願い申し上げます。

(幹事 三重県建築開発課長から挨拶)

それでは、実質的な審議に入ることになりますが、三重県開発審査会条例第4条第2項の規定に基づき、会長及び3人以上の委員が出席しなければ会議を開くことができないとされています。本日は1人欠席されていますが、会長及び5人が出席されていますので、本日の審査会は成立することを報告させていただきます。

本日ご審議いただきますのは包括議決案件が三重県16件、津市10件、松阪市20件、桑名市 8件、鈴鹿市34件です。本審査案件は2件です。

審議については、「三重県開発審査会の公開に関する方針」により、包括議決案件は公開、本審査案件は、2件とも法人の利益に関する情報が含まれることから、非公開となります。

なお、本日傍聴者はお見えにならない、ということをご報告させていただきます。

それでは、条例第4条第1項に基づき、会長が議長となるとされていますので、ここからの議事進行を会長にお願いしたいと思います。会長、よろしく願いいたします。

会長

まず、前回、第229回開発審査会の議事録及び審議概要のご確認をお願いします。

事前にご確認いただいているかと思いますが、なにか修正等はございますでしょうか。

会長

それでは、これにて第229回開発審査会の議事録及び審議概要を確定したいと存じます。

次に包括議決案件について、まずは三重県分から説明をお願いします。

三重県
(処分庁)

(包括議決案件 16件の報告)

会長

ご質問等ございませんでしょうか。

委員

はい。

会長

それでは、次に津市分の説明をお願いします。

津市 (処分庁)	(包括議決案件 10 件の報告)
会長	ご質問等ございませんでしょうか。
委員	はい。
会長	それでは、次に松阪市分の説明をお願いします。
松阪市 (処分庁)	(包括議決案件 20 件の報告)
会長	ご質問等ございませんでしょうか。
委員	はい。
会長	それでは、次に桑名市分の説明をお願いします。
桑名市 (処分庁)	(包括議決案件 8 件の報告)
会長	ご質問等ございませんでしょうか。
委員	はい。
会長	それでは、次に鈴鹿市分の説明をお願いします。
鈴鹿市 (処分庁)	(包括議決案件 34 件の報告)
会長	ご質問等ございませんでしょうか。
委員	はい。
会長	それでは、三重県 16 件、津市 10 件、松阪市 20 件、桑名市 8 件、鈴鹿市 34 件の包括議決案件の報告を終了します。

* これより先は、本審査案件の審議であり、第230回三重県開発審査会の本審査案件は、法人の許可申請に係る妥当性及び適合性を審査するもので、法人の利益に関する情報が含まれる事項について取り扱うものであることから、三重県情報公開条例第27条第1号の規定に基づき、非公開として取り扱っています。

※都市計画法第43条第1項の規定に基づく用途変更の許可申請に関する議案

- ・申請地：津市内
- ・建築物の用途：地域小規模児童養護施設
- ・主な意見や質問は、次のとおりでした。
 - ・入所者の安全性の確保について
 - ・入所者の社会的自立について
 - ・許可後に行う改修の内容について
 - ・市街化調整区域にある当該建物を使用することとした理由について

※都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発行為許可申請に関する議案

- ・申請地：松阪市内
- ・建築物の用途：住宅型有料老人ホーム
- ・主な意見や質問は、次のとおりでした。
 - 意見や質問はありませんでした。